
18 合同会社 定款

令和3年8月1日 制定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、18合同会社と称し、英文ではICHIHACHI LLC.と表記する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
2. 電気通信設備、コンピュータ、その周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、保守、管理ならびに輸出入業務
3. 書籍・雑誌その他印刷物および電子出版物の企画、制作および販売
4. 地図制作
5. 地理情報の収集、分析、提供、処理業務
6. 地理情報システムの企画、研究開発、提供、技術指導およびコンサルタント業
7. 測量業
8. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得およびその管理運用
9. 通信システムによる情報・画像・楽曲の収集、配信、処理および販売ならびにそれに係る機器および装置類の販売
10. 放送業、印刷業、翻訳業、映像・音響著作物の制作および販売業
11. 通信販売業
12. 広告宣伝の情報媒体の販売
13. 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業
14. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したものの）の企画、開発および著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡ならびにこれらの仲介、代理
15. 経営コンサルタント業
16. 旅行業
17. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
18. 収納代行業務、集金および支払代行業務
19. 販売促進活動に関するコンサルティング、申込受付、顧客管理等の代行業務
20. タレント・モデル・アーティスト・スポーツ選手のマネージメントおよび肖像権管理
21. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売
22. 映画、コンサート、演劇、スポーツ、イベント等の各種催物チケットの販売
23. 不動産の売買、賃貸借、仲介、運用、管理および鑑定業
24. 労働者派遣事業、職業紹介事業ならびに人材の職業適性能力開発のための研修、指導および教育事業
25. 病院外における介護および看護に関する事業
26. 健康測定、運動指導、保健指導、栄養指導、心理相談等の業務
27. 医療、介護、保育、教育、レジャーおよびスポーツに関連する施設、飲食店ならびに学習塾の経営

28. 美容院、理髪店、クリーニング店、ヘルスセンター、ヘルスクラブ、クアハウス、フィットネスクラブ、遊技場、カルチャーセンター、ホテル及びプレイガイドの経営
29. エステティックサロン、マッサージサロンの経営及びトータルビューティコンサルタント業
30. 旅館業
31. 地域開発および都市開発事業ならびにこれらに関する請負、企画、設計および監理
32. インターネット用コンピュータ機器のレンタル
33. インターネットのホームページの企画、制作
34. インターネットのドメイン取得代行業
35. インターネット異性紹介事業
36. 損害保険および保険媒介代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
37. 各種マーケティング業
38. イベントの企画・運営
39. 温室効果ガス排出権の売買
40. インターネット等の通信ネットワークにおける暗号技術を用いた当事者の登録、認証業務および通信情報の認証業務
41. 前号の認証に関する電子証明書の発行サービス
42. ホスティングサービス事業およびこれに付帯する事業
43. データセンター運用事業およびこれに付帯するハードウェアもしくはソフトウェアの販売または貸与等の事業
44. 一般貨物自動車運送業および貨物利用運送業
45. 倉庫業
46. 古物売買業
47. 次の商品ならびにその部品および原料に関する貿易業、売買業、問屋業、代理業および仲立業
 - (1) 医療用具その他の各種機械器具
 - (2) 車輛および船舶
 - (3) 薬品（医薬品、医薬部外品、動物用医薬品を含む）および化粧品
 - (4) 食料、飲料、酒類、飼料
 - (5) 雑貨類
48. 前号に掲げる商品に関連する開発、製造加工業
49. 車輛、事務用機器、医療用具、その他機器類のリース業、レンタル業および修理業
50. 発電事業および電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業
51. 植林、伐採その他の山林業、製材業、木材加工業
52. 農産物の栽培、水産物の採捕および養殖ならびに牧畜業
53. 電話その他の通信手段を用いたコンタクトセンターの企画、設計、構築、運用ならびにコンサルティング
54. 電子商取引の代金に関する収納代行業務
55. テレビ番組、ラジオ番組、映像番組、ビデオ映像、デジタルコンテンツ（テキスト・音声・静止画・動画）、コンピューター（インターネット等）の映像・画像および録音・録画の企画、開発、制作、配給、配信、販売および輸出入

- 56. AR（拡張現実）・VR（バーチャルリアリティ）技術を応用したソフトウェアの企画、開発、販売
- 57. 自然再生可能エネルギーによる発電・売電事業
- 58. 企業・団体の委託を受けて行う、帳簿の記帳、金銭の出納・決算等に関する事務処理業務および財務に関する計算業務ならびに福利厚生事務、保険事務および給与計算・採用・研修・退職等に伴う事務処理業務
- 59. 農林水産物の栽培、採捕、養殖および動物の飼育ならびに農場の経営
- 60. 前各号の業務およびこれらに付帯または関連する一切の業務を営む会社ならびにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
- 61. 前各号に付帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を 神戸市 に置く。

（公告の方法）

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

（社員の氏名、住所、出資及び責任）

第5条 社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

- 1. 金18円 兵庫県神戸市中央区相生町1丁目1番16号
有限責任社員 株式会社STAR STUDS

（持分の譲渡）

第6条 社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

- 2 会社法第585条第2項及び第3項は、適用しない。

（社員の相続及び合併）

第7条 社員が死亡し又は合併により消滅した場合には、その相続人その他の一般承継人は、他の社員の承諾を得て、持分を承継して社員となることができる。

（業務執行社員）

第8条 社員 株式会社STAR STUDSは、業務執行社員とし、当社の業務を執行するものとする。

（代表社員）

第9条 代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

（報酬）

第10条 業務執行社員の報酬は、社員の過半数の決議をもって定める。

(支配人の選任及び解任)

第11条 当会社の支配人の選任及び解任は、業務執行社員の過半数をもって決定する。

(事業年度)

第12条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(計算書類の承認)

第13条 業務執行社員は、各事業年度終了日から3か月以内に計算書類を作成し、総社員の承認を求めなければならない。

以上、18合同会社の設立のため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

令和3年8月1日

有限責任社員 株式会社STAR STUDS

代表取締役 播井久泰